

2024（令和6年）分 年末調整

所轄税務署長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称（氏名） ※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 給与の支払者の法人(個人)番号	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの個人番号	あなたの生年月日 世帯主の氏名 あなたの住所又は居所 (郵便番号 -)	明・大・昭 平・令 年 月 日 あなたとの続柄 配偶者の有無 有・無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 （提出している場合には、○印を付け）
--------------------------	---	------------------------------	---	---	---

① 年末調整をする・しない（いずれかに○）

② 今年（2024年）に他の勤務先がある・ない（いずれかに○）

・他に勤務先がある場合→2024年 月まで or 繼続中

③ 今年（2024年）入社した場合

・入社日 2024年 月 日

・マイナンバーは上記「あなたの個人番号」にご記載下さい。

④ 住民税は原則お給料から控除になります。

90万円以上の方で控除を希望しない方はチェックして下さい。

* 90万円未満で住民税が課税される場合はご自身で納付になります*

添付書類（ホッチキス止め）

- 前職の2024年分源泉徴収票
- 住宅借入金等特別控除申告書および借入金額年度末残高証明書（原本）
- 保険料控除証明書（原本）（注）

（注）保険料控除証明書の詳細は3ページ目「保険料控除申告書」をご参照下さい。

【基礎控除・配偶者控除・定額減税・所得金額調整申告書の記載のご注意】

●あなたの本年中の合計所得金額が1,805万円以下かつ配偶者の本年中の

合計所得金額が133万円以下の場合

下記の順序で申告書をご記載下さい。

「基礎控除申告書」



「配偶者控除申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」

●あなたの本年中の年末調整の対象となる給与収入が850万円超の場合は

「所得金額調整控除申告書」をご記載下さい。

※ご不明な点がある方は、各申告書のQRコードから検索あるいは大竹事務所（03-5256-0130）までお尋ね下さい。

また、扶養している親族で外国に居住している方がいる場合は、ご連絡下さい。



2024年（令和6年）分 紙与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

- 未婚のひとり親、寡婦の場合、申告書「C欄」の記載をお願いします。

※寡婦とは夫と死別した後独身の方、離婚後独身で扶養親族を有する方、夫が生死不明の方です。（その他細かい要件は裏面を参照してください）

- 16歳未満の扶養親族(平成21年1月2日以後生まれ)がいる場合、申告書「住民税に関する事項」に記載をお願いします。

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号			老人扶養親族 (昭30.1以前生)	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年に異動があった場合に記載してください。 (以下同じです。))	
		あなたとの続柄		生年月日						
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)						円	(該当する場合は〇印を付けてください。)			
		明・大 昭・平								
	主たる給与から控除を受ける B 扶養親族 (16歳以上) (平21.1.1以前生)	1				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
			明・大 昭・平							
		2				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
			明・大 昭・平							
		3				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
			明・大 昭・平							
		4				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
			明・大 昭・平							
障害者、寡婦、 C ひとり親又は 勤労学生	□ 障害者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	□ 諸当事者 本人 同一生計 配偶者(注2) (人)	□ 扶養親族 (人)	□ 婦 夫 婦 □ ひとり親 □ 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容にこの欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」(8)をお読みください。					異動月日及び事由

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。

◎この申告書は、源泉控除・対象配偶者・障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人、もしくは2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についての「注意」等をお読みください。

扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市町村役場に提出する給与引当書類用欄)										
16歳未満の扶養親族 (平21.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号		あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象国外扶養親族 (該当する場合は□印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	
	1-	■■■■■	■■■■■	平・ 令	・	・		円		
	2-	■■■■■	■■■■■	平・ 令	・	・		円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個人番号		あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
	明・大昭	■■■■■	■■■■■	平・ 令	・	・	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和6年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
- (4) 年末調整において基礎控除又は配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和6年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を不要な場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受領した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
- (3) 「主たる給与」は、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- (4) 控除対象扶養親族等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは、「その他」にチェックを付けてください。
- (5) 「令和6年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額等から給与所得控除額（例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円（収入金額を限度とします。））を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
- (6) 「非課税とされる遺産年金などの所得」源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。

- (7) 「源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、『特定扶養親族』欄に○印を付けてください。また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。〔16歳以上30歳未満又は70歳以上〕の欄にチェックを付けてください。その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人（下記④（ロ）の該当する人）である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目にチェックを付けてください。（2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。）
- (8) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- (9) 「障害者（特別障害者）」…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）など
- イ 障害者（特別障害者）に該当する少災。その人が同一生活配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、マイナンバー（個人番号）^{※1}、住所又は店舗、生年月日、あなたのとの続柄及び令和6年中の所得の見積額（これらのこと項のうち、「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。）
- また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和6年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。）
- (10) 一定の条件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を不要な場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- 口 勤労学生……学年次名と入学年月日及び令和6年中の所得の種類とその見積額
- (注) 離婚又はひとり親に該当する人については、この欄の記載をさせません。
- (9) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者又は16歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- (10) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合は及び②退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下(10)において同じです。）の支払を受ける配偶者（退職所得を除く所得の見積額が150万円以下である人に限ります。）又は扶養親族を有する場合及び③寡婦又はひとり親に該当する場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。）に記載してください。（住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないとことされています。）また、「控除対象国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄に記載した場合には、下記3(2)(ロ)の（注）1から4の確認書類を令和7年3月17日までに住所所在地の市區町村に提出しなければならない場合があります。なお、表面の二次元コードを読み取ることで、詳しい記載のしかた等をご覧になれます。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市區町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年の中途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
 - (2) 以下に該当する親族が非居住者である場合には、その親族に係る「親族関係書類」^{※1, 5)}を添付してください。
 - また、その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「留学」にチェックを付けた場合には、その親族に係る「親族関係書類」に加えて「留学ビザ等書類」^{※2, 5)}も添付してください。
 - イ 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
 - ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者
 - ハ 源泉控除対象の適用を受ける同一生計配偶者
- さらに、年末調整において、上記イ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和6年の後の給与の支払を受ける前の前日までに、その親族と生計を一にする少災（送金額等）を記載した扶養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」^{※3, 5)}（その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一に支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金額等」を添付した上で提出するか）を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一に支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金額等」を追記し、「送金関係書類」（その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金額等」）を添付した上で提出してください。（上記ロに該当する配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「給与所得者の配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。）

- (注) ①「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附記の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外國政府又は外國の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は戸所の記載があるものに限ります。）

- 2 「留学ビザ等書類」とは、外國政府又は外國の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者が外國における留学の資格に相当する資格をもってその外國に在留することにより国内に住所及び戸所を有しなった旨を証するものをいいます。

① 外国における在留（ビザ）に類する書類の写し

② 外国における在留カードに相当する書類の写し

3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要な都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類

② イ わゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

③ 電子決済手段等取引業者（電子決済手段等又は資金移動業者を含みます。）の書類又はその写しで、その電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段の移転によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類

4 「38万円送金額等」とは、「送金関係書類」のうち、あなたからその非居住者である親族各人への令和6年中における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

5 「親族関係書類」「留学ビザ等書類」「送金関係書類」が外國語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。

(3) あなたが、勤労学生である場合（専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。）には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

4 扶養親族等の範囲

① 同一生計配偶者 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）の收入金額が103万円以下（のり）の人の

② 控除対象配偶者 ①の同一生計配偶者のうち、令和6年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

③ 源泉控除対象配偶者 所得者（令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の支払を150万円以下（のり）の人の）

（注）夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

④ 扶養親族 所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人の

⑤ 控除対象扶養親族 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人

イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（平成21年1月1日前に生まれた人）

ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人

（イ）年齢16歳以上30歳未満の人（平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人）

（ロ）年齢70歳以上の人（昭和30年1月1日以前に生まれた人）

（ハ）年齢30歳以上70歳未満の人（昭和30年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内外で就労する者」又は「あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」

⑥ 特定扶養親族 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人）

⑦ 老人扶養親族 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和30年1月1日以前に生まれた人）

⑧ 同居老親等 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人

⑨ 障害者（特別障害者） 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。

ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。

ハ 特別障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。

ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。

ホ 瘫瘍病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が思患法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。

ヘ 原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。

ト 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和35年1月1日以前に生まれた人）で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長から、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。

【同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【同居特別障害者】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和6年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の收入金額が6,777,778円以下）、かつ、その所得者と小売・上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がない人（②のひり親と認当する人を除きます。）

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人又は扶養親族を有する人

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【ひり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和6年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人（②のひり親と認当する人を除きます。）

イ 現在婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人

ロ その所得者と生計を一にする子（他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和6年中の総所得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。）を有する人

【勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。

ロ 自分の勤労に基づいて得た事務所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。

ロ 令和6年中の所得の見積額が75万円以下（給与所得だけの場合は、給与の收入金額が130万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

保

2024年（令和6年）分 紙と所得者の保険料控除申告書

記載のしかたはこちら



- 下記の保険料控除証明書をこの申告書に添付して下さい。

- ・国民年金、国民年金基金、国民健康保険料の支払いがわかる証明書
- ・生命保険料、介護保険料、個人年金保険料の控除証明書
- ・地震保険料控除証明書（本人契約）

国民健康保険料の支払いがわかる証明書がない場合

- ・申告書「社会保険料控除」欄に支払った金額を記載して下さい。
- ・証明書の添付は必要ありません。

保険会社等の名稱	保険等の種類	保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた割合)と保険金等の控除後の金額	給与の支払者の確認	
一般の生命保険料					新・旧	(a)	円	
								(a)
生命保険料控除	A	円	Aの金額を下の計算式I（新保険料等用）に当てはめて計算した金額		新・旧	(最高40,000円) 計(①+②) ③	(最高40,000円) 円	
								①
								②
								③
介護医療保険料	B	円	Bの金額を下の計算式II（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額		新・旧	(a)	円	
								④
								⑤
								⑥
個人年金保険料	C	円	Cの金額を下の計算式I（新保険料等用）に当てはめて計算した金額		新・旧	(a)	円	
								⑦
								⑧
								⑨
計算式I（新保険料等用）※		計算式II（旧保険料等用）※		生命保険料控除額 計(①+②+③) (最高120,000円)				
A、C又はDの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式					
20,000円以下	A、C又はDの全額	25,000円以下	B又はEの全額					
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円					
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円					
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上	一律に50,000円					

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

保険会社等の名稱	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料に係る金額(分配を受けた割合金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認		
地震保険料控除			地 震 旧長期	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた割合金等の控除後の金額)	(A) 円		
						(B)	
						(C)	
						(D)	
⑩のうち地震保険料の金額の合計額	⑪						
⑫のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	⑬						
⑭の金額(⑮の金額が10,000円を超える場合は、⑯×1/2+5,000円)※	⑰						
地 震 保 険 料 控 除	地 震 保 険 料 控 除	地 震 保 険 料 控 除	地 震 保 険 料 控 除	地 震 保 険 料 控 除	地 震 保 険 料 控 除	地 震 保 険 料 控 除	地 震 保 険 料 控 除
社会保険料控除額	社会保険の種類	保険料支払先の名稱	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額	円		
国民健康保険料							
国民年金保険料							
合 計 (控除額)					円		
小規模企業共済等掛金控除				種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額		
				独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円		
				確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金			
				確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金			
				心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金			
				合 計 (控除額)	円		

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

証明書類の添付箇所

までに提出することを条件として控除を受けることができないときは、令和7年1月31日

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

控除の対象となる保険料の範囲等		添付書類(※)															
生命保険料	<p>生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等(年金を給付する定めのあるものを含みます)、あるいは疾病若しくは身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基づいて保険金が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金をいいます。</p> <p>なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">契約締結日</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成23年12月31日以前(旧保険料等)</th> <th>平成24年1月1日以後(新保険料等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の生命保険料</td> <td>旧生命保険料</td> <td>新生命保険料</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料</td> <td>-</td> <td>介護医療保険料</td> </tr> <tr> <td>個人年金保険料</td> <td>旧個人年金保険料</td> <td>新個人年金保険料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基づき算出した各控除額を合計した金額(最高120,000円)となります。</p> <p>2 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新・旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等か旧保険料等かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。</p> <p>3 「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てをあなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限りません。</p> <p>また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、そのいずれかとするものに限ります。</p>	契約締結日				平成23年12月31日以前(旧保険料等)	平成24年1月1日以後(新保険料等)	一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料	介護医療保険料	-	介護医療保険料	個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料	<p>生命保険会社等が発行した証明書類</p> <p>なお、一般的生命保険料にあっては一契約の保険料(分配を受けた剰余金、割戻金を差し引いた残額)が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては金額の多少にかわらず全てのものについて必要です。</p> <p>また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生命保険料については、この申告書に記載した「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けたときは、証明書類を添付する必要はありません。</p>
契約締結日																	
	平成23年12月31日以前(旧保険料等)	平成24年1月1日以後(新保険料等)															
一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料															
介護医療保険料	-	介護医療保険料															
個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料															
地震保険料等	<p>地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これらの人々の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害(以下「地震等損害」といいます)によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金(以下「地震保険料」といいます)をいいます。</p> <p>また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(注1)に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金(以下「旧長期損害保険料」といいます)については、地震保険料控除の対象とすることができます。</p> <p>ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。</p> <p>なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認してください。</p>	<p>損害保険会社等が発行した証明書類</p> <p>なお、保険料の金額の多少にかわらず全てのものについて必要です。</p> <p>また、団体特約により損害保険料を払い込んだ場合の取扱いは、生命保険料と同様です。</p>															

控除の対象となる保険料の範囲等		添付書類(※)
地震保険料等	<p>(注) 1 平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上のものであり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。</p> <p>2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。</p>	
社会保険料	<p>あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次の保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。</p> <p>① 団体健康保険の保険料や国民健康保険税</p> <p>② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料(任意継続被保険者の負担すべき分を含みます)</p> <p>③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料(後期高齢者医療制度の保険料)</p> <p>④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料</p> <p>⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金</p> <p>⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など</p> <p>(注) 1 給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</p> <p>2 記載に当たっては、未払のものや1年超の前納(法令の規定に基づく一定の前納を除きます)のものを含めていかご確認ください。</p>	<p>左記⑤の保険料又は掛け金については、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類</p> <p>⑤以外については、証明書類を添付する必要はありません。</p>
小規模企業共済等掛金	<p>あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約(旧第2種共済契約を除きます。)に基づく掛金</p> <p>② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金</p> <p>③ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>④ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に開して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金</p> <p>(注) 給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類</p> <p>なお、掛け金の金額の多少にかわらず全てのものについて必要です。</p>

* 保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は提示に代えて、その証明書類に記載されるべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。

2024年（令和6年）分 納入所得者の基礎控除申告書 兼 納入所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

- 合計所得金額が1,805万円以下かつ配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合は、基礎控除申告書、配偶者控除申告書兼定額減税申告書に記載をお願いします。
- 年収（給与のみ）が850万円を超える場合、所得金額調整控除申告書に記載をお願いします。

記載のしかたはこちら



基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
 - 上記①以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません）。
- 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 納入所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 納入所得		（裏面「4(1)」を参照）
(2) 納入所得以外の所得の合計額		（裏面「4(2)」を参照）
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

判	① 900万円以下 (A)	② 900万円超 950万円以下 (B)	③ 950万円超 1,000万円以下 (C)	④ 1,000万円超 1,805万円以下 (D)	定額減税対象
定	□ 900万円以下 (A)	□ 900万円超 950万円以下 (B)	□ 950万円超 1,000万円以下 (C)	□ 1,000万円超 1,805万円以下 (D)	48万円
	□ 1,805万円超 2,400万円以下	□ 2,400万円超 2,450万円以下	□ 2,450万円超 2,500万円以下	□ 2,450万円超 2,500万円以下	48万円
	□ 1,805万円超 2,400万円以下	□ 2,400万円超 2,450万円以下	□ 2,450万円超 2,500万円以下	□ 2,450万円超 2,500万円以下	32万円
	□ 1,805万円超 2,400万円以下	□ 2,400万円超 2,450万円以下	□ 2,450万円超 2,500万円以下	□ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円
	基礎控除の額		本人定額減税対象		□

*「区分I」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 納入所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）◆

- 「控除額の計算」の表の「区分I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分I」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- 「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○ 配偶者の氏名等

（フリガナ） 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
		明・大・昭 年・月・日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 納入所得		（裏面「4(1)」を参照）
(2) 納入所得以外の所得の合計額		（裏面「4(2)」を参照）
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)		*

判	48万円以下かつ年齢70歳以上 □ (昭30.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(1)	配偶者控除
定	□ 48万円以下かつ年齢70歳未満	(2)	配偶者特別控除
	□ 48万円超95万円以下	(3)	配偶者定額減税対象
	□ 95万円超133万円以下	(4)	
	区分II	(上の①～④を記載)	

○ 控除額の計算

区分II												
区分	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)」*(印の金額))								
				95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円以下 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	
区 分 I	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
	摘要	配偶者控除										配偶者特別控除

*「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

(D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。

配偶者控除の額
円
配偶者特別控除の額

※ (A)～(D)であり、かつ、①・②である場合はチェック（非居住者は除く）

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください（該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません）。
- なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要 件	□ あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)
	□ 同一生計配偶者 ^⑥ が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)
	□ 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)
	□ 扶養親族が年齢23歳未満(平14.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)

☆扶養親族等	左記の者の個人番号				左記の者の生年月日
	左	記	の	者	
					明・大・昭 年・月・日

★特別障害者	左記の者の個人番号				左記の者の合計所得額(見積額)
	左	記	の	者	
					円

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人をいいます。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

1-1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、年末調整において基礎控除の適用を受けようとする場合に、令和6年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (2) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用を受けることができません。
(注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。

1-2 記載についてのご注意

- (1) 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」をご参照ください。
- (2) 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する控除額（48万円、32万円又は16万円）を「基礎控除の額」欄に記載してください。
なお、「判定」欄にチェックを付けた項目が(A)～(D)に該当する場合は、その該当する区分（A～D）を「区分I」欄に記載し、「本人定額減税対象」欄にチェックを付けてください。（配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要が無い場合は、「区分I」欄の記載は必要ありません。）。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（同一生計配偶者に係る申告）◆

2-1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除及び配偶者に係る定額減税を受けようとする場合に、令和6年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (2) なお、配偶者に係る定額減税のみを受ける場合には、令和6年の最後に給与の支払を受ける日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (3) あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又はあなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。
また、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円を超える場合又はあなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円）を超える場合には、配偶者に係る定額減税を受けることができません。
(注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。
- (4) あなたの配偶者が、あなた以外の所得者の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除及び配偶者に係る定額減税を受けることができません。
- (5) 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

5. 非居住者（^{(注)1}）である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に本年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載するとともに、その配偶者に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」（^{(注)2}）をこの申告書に添付してください。（その配偶者に係る「親族関係書類」を「扶養控除等申告書」に添付し給与の支払者に提出している場合には、この申告書に「親族関係書類」を添付する必要はありません。）。

なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
また、非居住者である配偶者については、配偶者に係る定額減税を受けることができません。

（注）1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。

2 「親族関係書類」及び「送金関係書類」については、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご覧ください。



非居住者である親族について
扶養控除等の適用を受ける方へ

2-2 記載についてのご注意

- (1) 「配偶者の個人番号」欄には、配偶者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」をご参照ください。
- (3) 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄にチェックを付け、その該当する区分（(1)～(D)）を「区分II」欄に記載してください。
- (4) 「基礎控除申告書」の「区分I」欄（A～C）及びこの申告書の「区分II」欄（(1)～(4)）にそれぞれ記載した区分を、「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載してください。
- (5) 「基礎控除申告書」の「区分I」欄がA～Dのいずれかの場合、かつ、この申告書の「区分II」欄が①又は②である場合（配偶者が非居住者である場合は除きます。）は、「配偶者定額減税対象」欄にチェックを付けてください。

◆所得金額調整控除申告書◆

3-1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、令和6年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者（2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」を提出した給与の支払者））に提出してください。
- (2) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除の適用を受けることができません。

（注）あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。

- (3) あなた以外の所得者の所得金額調整控除の適用において、次のイ、ロ又はハに該当する特別障害者（^{(注)1}）又は年齢23歳未満（平14.1.2以後生）の人とされた人であっても、あなたの所得金額調整控除の適用において、次のイ、ロ又はハに該当する特別障害者又は年齢23歳未満の人とすることができます。

イ あなた自身が特別障害者
ロ 同一生計配偶者（^{(注)2}）又は扶養親族（^{(注)3}）が特別障害者

ハ 扶養親族が年齢23歳未満

（注）1 「特別障害者」とは、次のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
- ② 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人
- ④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人のうち、障害の程度が1級又は2級の人
- ⑤ 戰傷病者手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人に該当する人
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- ⑦ 常に就寝を要し、複雑な介護を要する人

- (8) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上（昭和35年1月1日以前生）の人で、その障害の程度が①、②又は④に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人
- 2 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人のをいいます。
- 3 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人のをいいます。

なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

- (4) 年末調整における所得金額調整控除の額については、主たる給与の支払者（「扶養控除等申告書」の提出を受けた給与の支払者）が計算することになります（最大15万円）。

3-2 記載についてのご注意

- (1) 「要件」欄の該当する項目にチェックを付けてください。（2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つにチェックを付けてください。）
- (2) 「☆扶養親族等」欄の「左記の者の個人番号」欄には、特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族又は年齢23歳未満である扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (3) 「☆扶養親族等」欄の「左記の者の合計所得金額（見積額）」欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」をご参照ください。
- (4) 「★特別障害者」欄の「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載してください。（特別障害者に該当する人が「扶養控除等申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、特別障害者に該当する事実の記載に代えて「扶養控除等申告書とのおり」にチェックを付けることで差し支えありません。）。

各申告書の合計所得金額について

4 合計所得金額の記載についてのご注意

「基礎控除申告書」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄、「配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、次の事項にご注意ください。

なお、「所得金額調整控除申告書」の「☆扶養親族等」欄の「左記の者の合計所得金額（見積額）」欄については、次の(1)と(2)の合計額を記載してください。

- (1) 給与所得
 - ① 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマー又はアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は給与所得となります。
 - ② 2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合、「収入金額」欄及び「所得金額」欄は2以上の給与の総額により記載することとなります。
 - ③ 「所得金額」欄には、次の【給与所得の金額の計算方法】により求めた給与所得の金額を記載してください。なお、所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。
※ 所得金額調整控除の計算については、次の【所得金額調整控除の額の計算方法】をご参照ください。
※ 特定支出控除の計算については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタスクアンサー「給与所得者の特定支出控除」をご参照ください。

【給与所得の金額の計算方法】

給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とされており、次の表により求めた金額となります。

給与の収入金額(①)	給与所得の金額
1円以上 550,999円以下	0円=所得金額
551,000円以上 1,618,999円以下	(②) - 550,000円=所得金額
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円=所得金額
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円=所得金額
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円=所得金額
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円=所得金額
1,628,000円以上 1,799,999円以下	①:(②) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (⑤) ⇒ ②:(⑤) × 2.4 + 100,000円=所得金額
1,800,000円以上 3,599,999円以下	①:(②) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (⑤) ⇒ ②:(⑤) × 2.8 - 80,000円=所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①:(②) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (⑤) ⇒ ②:(⑤) × 3.2 - 40,000円=所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(②) × 90% - 1,100,000円=所得金額
8,500,000円以上	(②) - 1,950,000円=所得金額

【所得金額調整控除の額の計算方法】

次の①又は②に該当する場合は、それぞれ次の①又は②の算式により計算した所得金額調整控除の額（①と②の両方に該当する場合は、それらの合計額）が、その年分の給与所得の金額から控除されます。

※ 所得金額調整控除の額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

- ① あなたの本年中の給与の収入金額（2以上の給与の総額）が850万円を超える場合には、「3-1 申告についてのご注意」の(3)のイ、ロ又はハに該当する場合

【算式】
(給与の収入金額^(①) - 850万円) × 10%

※ 1,000万円を超える場合は、1,000万円

- ② あなたの本年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合

【算式】
給与所得控除後の給与等の金額^(②) + 公的年金等に係る雑所得の金額^(③) - 10万円

※ 10万円を超える場合は、10万円

- ② 給与所得以外の所得の合計額

「所得金額」欄には、給与所得以外の所得の合計額を記載してください。なお、この給与所得以外の所得の合計額には源泉分離課税が適用される利子や、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などは含まれません。詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にこの様式と併せて掲載している「給与所得以外の所得の種類等」をご参照ください。

